



6 江 監 第 8 1 3 号
令和 7 年 3 月 1 7 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

令和 6 年度第 3 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、佐竹委員は令和 6 年 1 0 月 3 1 日から本監査に関与しています。

令和 6 年度第 3 回定期財務監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和 4 年度、5 年度及び 6 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和 5 年度及び 6 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

2 監査の対象施設

(1) 豊洲特別出張所

(2) 出張所

白河、小松橋（区民館を含む）、砂町（区民館を含む）

(3) 福祉会館

塩浜

(4) 保育園

深川一丁目、古石場、東雲第二、大島第三、大島第四、小名木川第二、
亀高第二、東砂、南砂第三

(5) 児童館

森下、塩浜、豊洲、辰巳

(6) 江東きっずクラブ

きっずクラブ元加賀（森下児童館所管）

きっずクラブ塩浜（塩浜児童館所管）

きっずクラブ辰巳児童館（辰巳児童館所管）

(7) 日光高原学園

3 監査の実施期日

令和 6 年 10 月 3 日から同年 12 月 3 日までのうち 26 日間

第 2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。また、日光高原学園の現地視察を行った。

なお、施設の安全対策について重点監査項目とし、監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目である施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

監査の結果に記載したほか、一部の施設管理・運営に関する以下のような事案について、監査時及び講評において所管部署とも連携し改善・検討するよう求めた。

- 1 出張所サービスについて、キャッシュレス決済や窓口のワンストップ化などのほかDX化を推進し、さらなる利便性の向上を検討されたい。
- 2 保育園の保育サービスについて
 - (1) 据え置かれた賄費を昨今の物価上昇に対応し、経済動向を見極めサービスの低下が生じないように検討されたい。
 - (2) 医療的ケア児の受け入れにあたり、看護師の専任化について検討されたい。
- 3 各施設の老朽化等によるサービス低下を招かぬよう検討されたい。

講評を受けて、既に改善及び検討が図られている部署もあるが、さらなる行政サービスの向上及び規程を遵守した事務執行や施設管理に努められたい。